

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和4年11月22日(火) 午前9時58分～午前10時31分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 杉浦 康憲、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、
14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー
議長(12番) 鈴木 勝彦、 副議長(2番) 神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、
6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、 8番 黒川 美克、
11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、 16番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和4年12月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて

- (3) 12月定例会における議会のコロナ対応について
 - (4) 一般質問の受付について
 - (5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて
 - (6) 総括質疑の通告について
- 2 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
 - 3 今後の議会運営委員会の日程等について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりますのでよろしく御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和4年12月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 12月定例会においては、完全ペーパーレス化により議案書等の資料は、データでタブレットに配信し、紙資料での配布は行わないことが議会改革特別委員会で決定していますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局の説明を求めますが、着席のままで結構です。

説（総務部） 委員長のお許しいたきましたので、着座にて御説明いたします。

それでは、令和4年12月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、諮問が1件、同意が1件、一般議案が59号から68号までの10件、補正予算が69号から74号までの6件、報告が1件の計19件をお願いするものでございます。

次に、提出予定議案の概要をお願いいたします。

諮問、同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、諮問第2号は、現人権擁護委員、加藤美枝子氏の任期満了に伴い、新たに岩井伸江氏を推薦するものであります。

同意第6号は、現教育委員会委員、後藤恵理氏の任期満了に伴い、再度任命するため御同意をお願いするものであります。

議案第59号は、投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められた経費の基準の額に合わせて引き上げるほか、いずれの投票立会人も、選挙の投票時間に満たない時間で従事した場合の報酬額を半額と定めるものであります。

議案第60号及び議案第61号は、地方公務員法の改正に伴う、職員の定年延長に関するもので、議案第60号は、高浜市職員の定年年齢を65歳まで段階的に引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及

び暫定再任用制度について定めるもので、議案第 61 号は、関係条例の整備を行うものであります。

議案第 62 号は、高浜市議会の議員に係る期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第 63 号は、常勤特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第 64 号は、本年度の人事院勧告に基づき、第 1 条及び第 2 条において、職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を改定するとともに、第 2 条及び第 3 条において、職員、会計年度任用職員の給料月額を改定し、第 4 条及び第 5 条において、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第 65 号は、高浜市宅老所「悠遊たかとり」を廃止するもので、議案第 66 号は、廃止に伴い、指定管理者の指定期間を変更するものであります。

議案第 67 号は、高浜市心身障害児福祉施設みどり学園を高浜市いちごプラザの敷地内に移転させる等のもので、議案第 68 号は、移転に伴い、指定管理者の指定に関し、施設の位置を変更するものであります。

続きまして、議案第 69 号、令和 4 年度一般会計補正予算（第 11 回）について御説明申し上げます。

補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,531 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 173 億 2,329 万円といたすものであります。

10 ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、高浜市議会議員一般選挙に要する経費及び愛知県議会議員一般選挙に要する経費について、新たに期間及び限度額を定めるものであります。

12 ページ及び 13 ページをお願いいたします。

地方債補正は、上段のみどり学園改修事業及び下段の吉浜公民館改修事業は、契約金額の確定に伴い増額するもので、老人憩の家等解体事業は、限度額を 470 万円に設定するものであります。

44 ページ及び 45 ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

12 款 1 項 1 目民生費負担金は、未熟児養育医療扶助費の増加に伴い増額するもので、3 目土木費負担金は、衣浦大橋左折専用橋の開通式の実施に伴い、共済団体等からの負担金を計上するものであります。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の社会福祉費負担金は、障害児給付費の増加に伴い増額するもので、生活保護費負担金は、医療扶助費の増加に伴い増額するものであります。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設に伴い増額するものであります。

2 目民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金は、内示額の確定に伴い増額するもので、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、医療扶助のオンライン資格確認に係るシステム整備費に対する補助金を計上するもので、保育対策総合支援事業費補助金は、民間保育所等の I C T 機器導入に対する補助金を計上するものであります。

15 款 2 項 2 目民生費県補助金の社会福祉費補助金は、障害者医療扶助費及び精神障害者医療扶助費の増加に伴い増額するものであります。

46 ページ及び 47 ページをお願いいたします。

児童福祉費補助金の産休等代替職員設置費補助金は、民間保育所の産休代替職員の任用費に対する補助金を計上するもので、子ども医療費補助金は、子ども医療扶助費の増加に伴い増額するもので、保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金は、民間保育所等の給食費の増額分に対する補助金を計上するものであります。

6 目商工費県補助金は、商店街活性化事業等に対する補助金を計上するものであります。

15 款 3 項 1 目総務費委託金は、愛知県知事選挙及び愛知県議会議員一般選挙の執行に対する委託金を増額するものであります。

16 款 1 項 2 目利子及び配当金は、利子額の確定に伴い増額するものであります。

16 款 2 項 2 目物品売払収入は、議長車の売払いに伴い、不用物品売払収入を計上するものであります。

17 款 1 項 2 目民生費寄附金の保育園等保育用品購入指定寄附金、48 ページ及び 49 ページをお願いし、4 目教育費寄附金の幼稚園保育用品購入指定寄附金は、明治安田生命保険相互会社様からの御寄附をいただいたもので、小学校教育振興事業指定寄附金及び中学校教育振興事業指定寄附金は、株式会社三陽商会様から御寄附いただいたものであります。

8 目衛生費寄附金のごみ減量リサイクル推進事業指定寄附金は、株式会社ヤマナカ様から御寄附いただいたものであります。

18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

52 ページ及び 53 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 9 目財政管理費は、地方単独事業調査に係る財務会計システム修正業務委託料を計上するものであります。

12 目企画費の 8、ふるさと応援事業は、申請期間の終了により補助額が確定したため、がんばる事業者応援事業費補助金を減額するものであります。

14 目電算管理費は、来年度に向けて、職員用のパソコンを購入するための費用を計上するもので、20 目諸費は、過年度の精算に伴う返還金を計上するものであります。

56 ページ及び 57 ページをお願いします。

2 款 4 項 2 目選挙費は、料金改定及び原油価格の高騰等に伴い、愛知県知事選挙、愛知県議会議員一般選挙などの執行にかかる費用の不足額を増額するものであります。

58 ページ及び 59 ページをお願いいたします。

2 款 8 項 1 目基金費は、財政調整基金利子額等の確定により積立金を増額するものであります。

60 ページ及び 61 ページをお願いします。

3 款 1 項 2 目地域福祉推進費の 6、権利擁護推進事業及び 3 目障害者在宅・

施設介護費は、利用者の増加等に伴い、生活支援員派遣事業委託料及び障害児給付費を増額するものであります。

6 目高齢者社会参加推進費は、吉浜南部老人憩の家の建物事前調査業務委託料及び解体工事費を計上するものであります。

10 目障害者医療費及び 11 目子ども医療費は、受診件数の増加等に伴い、障害者医療扶助費、精神障害者医療扶助費、子ども医療扶助費及び未熟児養育医療扶助費を増額するものであります。

62 ページ及び 63 ページをお願いします。

15 目国民健康保険事業費、16 目介護保険事業費及び 17 目後期高齢者医療事業費は、保険給付費等の増額及び人事交流等に伴う人件費の減額に伴い、繰出金を増減するものであります。

64 ページ及び 65 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 2 目保育サービス費の 3、保育園管理運営事業、地域子育て支援拠点事業運営委託料は、民間保育所職員の配置替えに伴い増額するもので、民間保育所産休・病休代替職員設置費補助金は、民間保育所において産休代替職員を配置するための補助金を計上するものであります。

3、保育園管理運営事業及び 4、小規模保育事業の保育所等業務効率化推進事業費補助金は、民間保育所等に対する業務の I C T 化のためのシステム導入費に係る補助金を計上するもので、保育所等給食費軽減対策支援補助金は、民間保育所等の給食費の増額分を支援する補助金を計上するものであります。

66 ページ及び 67 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 2 目生活援助費の生活保護システム改修業務委託料、医療扶助オンライン資格確認データ連携委託料及び庁用器具費は、医療扶助のオンライン資格確認に対応するためのシステム整備に係る費用を計上するもので、扶助費の生活保護費は、入院患者等の増加等に伴い増額するものであります。

68 ページ、69 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目保健・予防費の 3、予防接種事業は、里帰り先で予防接種した方への償還払の増加に伴い、予防接種費用給付金を増額するもので、4、電算情報管理業事業は、健診票の修正に伴い、保健総合システム修正業務委託料を

計上するものであります。

74 ページ及び 75 ページをお願いします。

8 款 5 項 2 目幹線道路費の 1、街路計画事業は、衣浦大橋左折専用橋の供用開始に当たり、開通式を実施する経費を計上するものであります。

8 款 6 項 1 目公営住宅費は、市営東海住宅の漏水調査業務委託料を計上するものであります。

78 ページ及び 79 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費の 1、小学校維持管理事業及び 2、小学校給食運営事業の給食運営費は、吉浜小学校のクラスが令和 5 年度に 1 増となることに伴い、机、いす、給食用品等の購入費を計上するほか、2、小学校給食運営事業の庁用器具費は、高取小学校の長寿命化改良事業に伴い、仮設校舎での給食備品の購入費を計上するものであります。

10 款 2 項 2 目及び 10 款 3 項 2 目の教育振興費は、いずれも就学奨励費支給対象者の決定に伴い、特別支援教育就学奨励費を増額するものであります。

そのほか全体を通じまして、世界的社会情勢により、原油の高騰、物価上昇により、燃料費及び光熱水費を増額するほか、人事交流等に伴い、人件費を増減しております。

補正予算書の 3 ページの補正予算総括表にお戻りをお願いいたします。

まず、国民健康保険事業特別会計の補正は、高額療養費交付金の増、介護保険特別会計の補正は、居宅介護サービス給付費等各種給付金の増、後期高齢者医療特別会計の補正は、人事交流等に伴う人件費の減が主なものであります。

次に水道事業会計の補正は、人事交流等に伴う人件費の増で、下水道事業会計の補正は、人事交流等に伴う人件費の減に加え、下水道使用料徴収業務負担金の額の確定に伴う減額が主なものであります。

続きまして、報告案件について申し上げます。

報告第 9 号、専決処分の報告については、市有自動車の事故に関し、和解について専決処分を行いましたので、その報告をさせていただくものであります。

なお、本定例会におきましては、執行部側も原則ペーパーレス化を試行しておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上が、12月定例会提出させていただきます案件でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま、当局より説明のありましたとおり、諮問1件、同意1件、一般議案10件、補正予算6件、報告1件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 はい、当局の方は退席願ひます。御苦労さまでした。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明願ひます。

説(事務局 副主幹) それでは説明させていただきます。

12月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に9月22日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては11月30日から12月20日までの21日間でございます。

議案の取扱いについてでございます。

議案の取扱いにつきましては、11月30日の本会議初日において、諮問第2号及び同意第6号を即決で願ひし、議案第59号から議案第74号までの上程、説明を受け、報告第9号の報告を受けます。

12月6日、第2日目と7日、第3日目の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願ひ、12月9日の第4日目は、議案第59号から議案第74号の総括質疑、議案の委員会付託を願ひいたします。

12月13日の総務建設委員会においては、議案第59号、議案第69号、議案

第 70 号及び議案第 72 号から議案第 74 号までの 6 議案を審査願います。

12 月 14 日の福祉文教委員会においては、議案第 60 号から議案第 69 号まで及び議案第 71 号の 11 議案を審査願います。

なお、補正予算につきましては、付託委員会区分を明示したものを別途配付させていただいておりますので御了承をお願いいたします。

最終日の 12 月 20 日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

なお、議案第 75 号の議員提出議案については、後ほどの議題で皆様に御協議いただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおりに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 12 月定例会における議会のコロナ対応について

委員長 本件について、議長より発言を求められていますので、これを許可します。

議長 それでは、12 月定例会における議会のコロナ対応についての資料を御覧ください。

12 月定例会における議会のコロナ対応については、愛知県内における新型コロナウイルス新規感染者数が再び増加傾向にあります。9 月定例会における新型コロナウイルス感染症対策と同様の対応とする案を資料としてタブレットに登録させていただきました。

この件につきまして、御意見がある場合は、あらかじめ事務局に提出するようにお伝えしたところ特に御意見はございませんでした。

この件について、議会運営委員会で御協議いただきますようお願いいたします。

以上であります。

委員長 はい、ありがとうございました。

ただいま議長から説明がありましたが、議長案について、特段、御意見の提出はなかったようですが、委員の方で御意見があればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 はい、意見もないようですので、12月定例会の議会のコロナ対応については、議長案のとおりとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、議長案のとおりと決定いたしました。

(4) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、11月24日木曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は、受付順としますが、11月24日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽せんにより質問の順序を決めさせていただきます。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい、御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、請願書1件、陳情書3件です。

請願第1号及び陳情第14号から陳情第16号までにつきましては、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説（事務局 副主幹） それでは、タブレットに請願・陳情文書表と請願書及び各陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました請願1件、陳情3件の付託委員会につきましては、請願第1号は福祉文教委員会に付託、陳情第14号及び陳情第16号は総務建設委員会に付託、陳情第15号は福祉文教委員会に付託するということをお願いいたします。

なお、陳情第16号につきましては陳情者より意見陳述の希望がありましたので御了承願います。

委員長 ただいま、請願及び陳情の付託委員会について、事務局より発言がありました。そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御意見もないようですので、そのように決定させていただきます。

(6) 総括質疑の通告について

委員長 12月定例会においては、総括質疑の通告制を試験的に導入することが議会改革特別委員会で決定し、その運用ルールについては、資料のとおりとすることが、11月2日開催の議会改革特別委員会で決定しました。

総括質疑の通告については、資料のとおり取り扱って御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたしました。

よって、12月定例会において総括質疑を行う場合は、通告書を定例会開会2

日目、12月1日、木曜日の午後5時までに事務局を通じ、議長へ提出していただくようお願いいたします。

ここで議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

議長 ただいま12月定例会における総括質疑の通告についての取扱いが決定いたしました。

これまで、総括質疑は一般議案または補正予算議案など、議案の種類ごとにまとめて一括議題として行うことを慣例として行ってまいりましたが、12月定例会の総括質疑においては、資料の(3)質疑の順序にもあるとおり、一括議題とはせず、1議案ごとに質疑を行う議事日程といたしますので、よろしくお願いをいたします。

また、総括質疑の通告制は、市民にわかりやすい質疑を目的として導入するものでありますので、当局からの問合せには真摯に対応し、当日の質疑においては、明確な答弁を引き出すよう心がけ、簡明、明瞭な質疑をしていただきますようお願いいたします。

以上であります。

委員長 ただいま議長の発言に対し、御理解と御対応をお願いいたします。

2 高浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

委員長 本件について、市政クラブ、青政会、高志クラブより提出され、先ほどの各派代表者会議で提案説明がありました。議会運営委員会では、本件の取扱いについて協議をお願いいたします。

本件の取扱いについて、事務局より説明を求めます。

説（事務局長） それでは御説明をさせていただきます。

議案第75号の取扱いについてですけれど、従来の議員定数の条例の取扱い同様に、初日に議案の上程、説明、委員会付託を省略して、全体審議を行うこととし、別途一日、日程を設けて議案審議を行いたいというふうに思います。

質疑の日程につきましては、御手元に配付の会議日程（案）の資料にありますように、12月15日、午前10時からになりますけれど、12月15日でお願い

をしたいと思います。

当局の日程等も考慮した上で、この日程でお願いしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、議案第 75 号の取扱いについて御意見のある方はお願いいたします。

意 見 な し

委員長 意見もないようですので、事務局の説明のとおりとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、事務局の説明のとおり決定いたしました。

3 今後の議会運営委員会の日程等について

委員長 今後の議会運営委員会の日程ですが、12月9日の金曜日、本会議第4日の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するための各派代表者会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので御予定願います。

続いて、令和5年3月定例会の日程を協議する議会運営委員会を12月14日の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので御予定願います。

以上よろしくお願いいたします。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 31 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長